

2012.9

CSR トピックス <2012 No.6>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2012 年 7・8 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介、コメントします。

<コンプライアンス>

○証券取引等監視委員会が金商法違反による課徴金事例集を発表

（関連情報：2012 年 7 月 6 日 証券取引等監視委員会ホームページ）

証券取引等監視委員会は 7 月 6 日、2011 年 5 月から 2012 年 5 月までの間に、金融商品取引法違反による課徴金納付命令が発せられた事例をまとめた事例集を発表した。

課徴金納付命令に関する勧告件数および課徴金額の統計だけでなく、「インサイダー取引」「相場操縦」「開示規制違反」のそれぞれについて、課徴金勧告事案の特色と個別事例を掲載している。中でも勧告件数をもっとも多い「インサイダー取引」については、勧告事案の特色として以下のようまとめている。

- ・違反行為に係る重要事実の多様化
- ・公開買い付け等事実に係るインサイダー取引の増加
- ・違反行為者の 8 割が情報受領者（インサイダー取引規制を受ける関係者から情報を受け取った者）で、このうち、重要事項を職務上知り得る立場にある役員や部長クラスの職員が不用意に自社のインサイダー情報の外部者へ伝えたことで、情報受領者がインサイダー取引を行った事例が半数以上



Point!

今回の事例集によれば、インサイダー取引の傾向として、役職員が自社の重要情報を外部者に不用意に伝えてしまっているケースが多くあることが読み取れます。

これらケースの背景には、役職員側に「この程度なら問題ない（インサイダー規制の不正確な理解）」「情報受領者がインサイダー取引を行った位で、大したことにはならない（自身の行為の正当化）」「自身は取引を行っていないのだし、自身の関与がばれることはないだろう（発覚可能性に関する甘い推測）」といった認識の甘さがあると考えられます。

このため、役職員に対し、

- ・インサイダー取引や重要情報の管理に関する法令や社内規程等のルールについて教育を行い、いかなる行為が法令等に抵触するか、正確に理解させること
- ・これらルールの趣旨目的や違反事例をもとに、違反によって証券市場の公正性が害されることや、自身・情報受領者・その他関係者に生じる影響を理解させること
- ・インサイダー取引に対しては、当局の厳格な監視・調査体制が構築されており、違反事例は容易に発覚しうることを理解させること

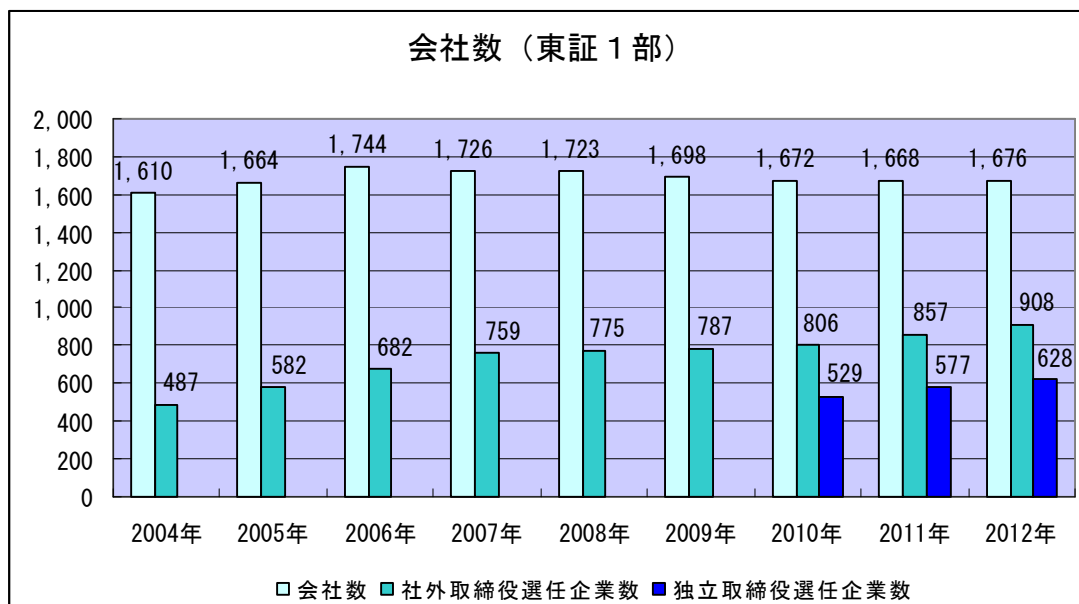
が大切です。

<コーポレート・ガバナンス>

○社外取締役選任企業、独立取締役選任企業ともに前年比増

(関連情報：2012年8月1日 日本取締役協会ホームページ)

日本取締役協会が発表した『上場企業のコーポレート・ガバナンス調査(2012)』によると、東証1部上場企業1,676社のうち、社外取締役を選任している企業が908社(全体の54.2%)、このうち一般株主と利益が相反する恐れのない「独立取締役」を選任している企業が628社(全体の37.5%)であることがわかった。社外取締役選任企業、独立取締役選任企業ともに前年比増となった。



Point!

上記調査によれば、社外取締役選任企業数、独立取締役選任企業数ともに年々緩やかな増加傾向にあります。

7月18日に公表された会社法改正の要綱案では、社外取締役の選任義務化は見送られたものの、同取締役を導入しない場合に投資家への説明責任を果たすことが求められています。企業経営に対する監視監督・提言機能の強化を求める市場・海外投資家等からの要請は今後一層強まるものと思われます。

社外取締役・独立取締役の実効性に疑問を呈する声もありますが、両取締役に期待される監視監督・提言機能の本質的な必要性が損なわれるものではありません。監視監督・提言機能が適切に発揮され、実効性をあげるための環境整備というアプローチで、上程内容に関する十分な情報提供の実施、審議時間の確保等に取り組むことが有効です。

<コーポレート・ガバナンス>

○会社法改正の要綱案で多重代表訴訟制度が盛り込まれる

(関連情報：2012年8月6日 日本経済新聞、法務省ホームページ)

法制審議会の会社法制部会は、2012年7月18日の会合で、会社法改正の要綱案を示した。本要綱案では、主な論点であった社外取締役設置の義務化が見送られる一方、多重代表訴訟制度が

盛り込まれた。

多重代表訴訟制度とは、ある会社の株主が、自ら株式を保有する会社だけでなく、その子会社の役員に対しても株主代表訴訟を提起できる制度である。

主な要件は以下の通り。

- 原告については、

 - ・最終完全親会社の株主に限定
 - ・少数株主に限定（＝総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権または当該最終完全親会社の発行済株式の 100 分の 1 以上の数の株式を有すること）
 - ・株式の継続保有要件の設定（＝提訴請求の 6 ヶ月前から継続的保有）

○親会社と子会社の関係については、

 - ・取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、親会社の有する子会社株式の帳簿価格が当該親会社の総資産額の 5 分の 1 を超える場合に限定

法務省は今秋に想定される臨時国会に会社法改正案を提出する予定。



Point!

本要綱案で、これまで創設の是非について議論されてきた多重代表訴訟制度が盛り込まれ、早ければ今秋に制度化の見通しとなりました。提訴権者を少数株主に限定するなど、制度利用には多くの制約が課されており、本制度による子会社役員が提訴されるリスクはさほど増大しないとの見方もあります。

しかし、企業集団としての内部統制システムの整備・運用が十分でないために、子会社で不祥事等が発生し、親会社にも損失が生じれば、親会社役員が善管注意義務違反を問われることには変わりありません。また、本制度の導入は、株主の企業集団統治に対する目が一層厳しくなっていることの表れであり、今後提訴の要件が緩和される可能性も否定できません。

子会社役員が適切な内部統制システムを整備・運用するよう、親会社として指導・支援していくことが一層求められているといえます。

海外トピックス：2012 年 7・8 月に公開された海外の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

○米国企業で、環境・社会リスクへの対応求める株主提案が増加

（関連情報：2012 年 7 月 10 日 Ceres プレスリリース）

米の環境団体 Ceres（セリーズ）（*）によると、米国企業の株主総会で、環境や社会的リスクへの対応の明確化や強化を企業に求める株主提案が増加し、また会社が提案の実施を確約する割合が高まっていることが分かった。

Ceres の 7 月 10 日付プレスリリースによると、2012 年度の株主総会シーズンにおいて、環境・社会的リスクへの対応を求める株主提案は、同団体が把握しているだけで 110 件に上った。そのうち 44 件で、総会決議により実施が決まったという。また、同リリースで引用された他のデータによると、同年度内の米国企業での全株主提案のうち環境・社会的リスク対応関連が 45%を占めたという。2010 年度（30%）から 2 年間で大きく増加したことが分かる。

株主提案の提案者は、公務員の年金基金や宗教、社会的責任投資（SRI）系ファンド等が主で、主導的な提案者の資産総額は、4850 億ドル（約 38 兆円）に上るという。

主な株主提案の内容は次の通り。

テーマ	対象業種	提案内容
地球温暖化	外食、生活用品	原料を持続可能な方法で栽培したパーム油に転換。開墾のための森林伐採を防止する。
水質汚染、水資源	天然資源、石油	原油や天然ガス掘削の効率性を高める生産方法が、地下水を汚染するリスクを低減するため、関連リスクの情報や環境影響評価結果の情報開示を充実する。
サプライチェーン	IT 機器	タイの洪水による部品供給の中断や中国製造委託先での不適切な労働環境の発覚等を踏まえて、サプライチェーンの環境・社会リスクの透明性を高めるため、持続可能性報告の充実を推進する。
情報開示	外食、生活用品	地球温暖化ガスや水等、環境・社会リスクについて、自社の現状や対策策度の開示を持続可能性報告の充実により強化する。また、長期的な成長を可能にする持続可能性の要素を含めた事業戦略を策定する。

*Ceres (Coalition for Environmentally Responsible Economies) は、米国に本部を置く環境団体。世界の主要な機関投資家や投資顧問会社、環境保護団体、自治体等が参加する。投資先企業に温室効果ガス排出等の環境関連リスクや持続可能性に関する戦略・活動等の調査を行う等して、同分野での情報開示の拡充を推進している。



Point!

本リリースでは、水資源に関する問題が株主の新たな関心テーマとして浮上している点が注目に値します。本文で挙げた石油会社への原油・天然ガスの掘削に関する環境リスクの情報開示に加えて、鉱山会社に対する水源汚染の防止策強化や石炭会社に対する水質汚染リスク対応計画の策定等の株主提案も、実現にこそ至らなかったものの、多数の株主より支持を集めました。

また、自社のみならずサプライチェーンを含めた環境・社会リスクの対策強化・開示の充実を求めていることも特徴です。自然災害による生産活動の中断や労務問題等による企業への評価の低下等の発生を受けて、サプライチェーンを含めた事業継続マネジメント(BCM)の強化やコンプライアンス・人権尊重の徹底等が提案されました。

これらの課題は、株主だけでなくその他のステークホルダーにも共通して関心が高い課題であり、自社活動の見直し・強化を検討する際の参考にすべきでしょう。

Q&A : CSR 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

近年、日本のメーカーから、海外の同業他社に営業機密等が流出するリスクが懸念されています。かかるリスクに対する有効な予防策はあるのでしょうか。

Answer

本年 4 月に、日本の大手鉄鋼メーカーが、営業機密等を不正取得・使用したとして、提携関係にあった韓国の鉄鋼メーカーを提訴しました。さらに当該日本メーカーの元社員に対しても、不

正取得等に加担したとして、損害賠償等を求めて提訴しています。

このように近年、日本メーカーに勤務していた技術者を經由し、営業機密等が海外の同業他社に流出するリスクが懸念されています。

企業間のグローバルな競争が激しくなる中、価格面で優位に立つ海外勢に対し、日本企業の優位性は、主に高度な技術力に支えられてきました。しかし、上記のリスクを放置すれば、その優位性が崩れ、市場における日本企業の競争力は大きく損なわれかねません。

このため、日本企業として、当該リスクへの対策を講じることは不可欠ですが、一方で対策には様々な困難が伴います。その背景として、営業機密等は技術者の「頭に入っている」場合が多く、技術者自身が退職やヘッドハンティングによって海外企業に転職すれば、事実上営業機密等の漏洩を防止するのは難しい、という事情が挙げられます。

現に日本企業でも、既に以下のような対策が講じられており、各対策のメリット・デメリットを認識し、様々な対策を組み合わせ、効果を上げていくことが求められます。

(方針・ルール)

- ・ 守秘対象となる営業機密等の定義を明示し、該当する情報には「**confidential**」の表示を付す等して管理対象であることを明確化する
- ・ 上記の営業機密等については、自社内でも関係者外秘とし、利用できる事業所を制限する（例えば、国内拠点のみでの使用を認め、海外拠点での使用を認めない）

(組織)

- ・ 営業機密等を一元的に把握できる役職者を限定する
- ・ 営業機密等を取り扱う業務を特定の役職員に集中させない

(物理的セキュリティ)

- ・ 営業機密等を含む情報を添付したメールの社外送信をシステム上実施できないようにする
- ・ 営業機密等を含むデータベース等へのアクセスを制限し、データのダウンロードも禁止する
- ・ 営業機密等を管理するエリアへの入退室を管理する

(人的セキュリティ)

- ・ 情報セキュリティに関する教育を全役職員に実施する
- ・ 退職時には営業機密等を返却させ、アクセス権限も直ちに削除する
- ・ 退職後の競業禁止義務・守秘義務誓約書を取り付ける

しかし、従業員が「自分が開発した営業機密等を駆使して新天地で活躍しよう」「営業機密等を同業他社に売却して金銭的利益を得よう」といった意図をもってすれば、上記対策を無効化することは容易であり、いずれも絶対的に有効な予防策とはいえません。

本質的には、情報の取り扱いに制限を課すというアプローチだけでなく、会社と従業員が共に築き上げてきた貴重な営業機密等を、引き続き自社内で有効活用するという戦略的な視点から対策を検討することで、結果として意図的な情報流出を回避することが期待できます。例えば、優秀な技術者をつなぎとめる、自社へのロイヤリティを向上させることで技術者の守秘意識を高める、といった手立てを講じることが得策です。

日本企業では、優秀な技術者や発明者が必ずしも十分な待遇を得られていなかったといわれています。これは、給与や職務発明の報奨金といった金銭面での待遇だけではなく、研究・開発環境の充実、定年後の再雇用や技術顧問としての起用により引き続き活躍の場を与えるなど、

自社での働きがいを見出せる待遇を検討することも重要です。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務第一・第二グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012